

議案第 2 号

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、近隣自治体の昇給運用に合わせて、55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑制するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。